

# 令和6年度JAS構造材実証支援事業 受付開始！！

## 活用拡大宣言への登録

JAS構造材実証支援事業では、活用宣言への登録と実証支援事業での事業申請と助成金交付申請の手続きが必要です。

事業申請（事業へのエントリー）

募集期間 令和6年6月17日（月）から令和6年6月21日（金）必着  
本年度は先着順ではなく、途中で締め切ることはありませんが、書類に不備があった場合に受け付けられない場合があります。

助成金交付申請（使用したJAS構造材に応じた助成金の申請）

令和6年11月29日（金）必着

## 1 事業の概要

JAS構造材活用拡大宣言事業における登録事業者が、次の8つのJAS構造材の普及及び建築物の構造材部材として使用する場合、木材の調達費が助成されます。

- （1）機械等級区分構造用製材
- （2）枠組壁工法構造用製材  
及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材（2×4製材）
- （3）直交集成板（CLT）
- （4）構造用集成材
- （5）構造用単板積層材（構造用LVL）
- （6）構造用合板
- （7）構造用パネル
- （8）保存処理材（JAS認証の保存処理をしたものに限る）

## 2 申請できる事業者の条件

本事業に申請できるのは、実証事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした施工者です。

建築工事業、または大工工事業の建築業の許可を受けた法人格を有する事業者

- ( 1 ) 宣言事業の宣言事業者であって、宣言事業で実証事業申請年度を初年度とする3ヶ年目標を有する事業者  
新規登録には数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。
- ( 2 ) 木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者  
新規登録には数日間必要となる場合もあるので、事前に手続きを済ませてください。
- ( 3 ) 実証事業の内容を行う意思と具体的な計画を持ち、事業を的確に実施できる事業者
- ( 4 ) 実証事業の経理その他事務について、適切な管理体制と処理能力をもつ事業者
- ( 5 ) 独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を受けていない事業者
- ( 6 ) 自ら又は経営者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者またはその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者でないこと
- ( 7 ) 過去3ヶ年度内に、全木連が実施した林野庁所管事業補助金において補助金の返還命令を受けた者でないこと
- ( 8 ) 建築確認申請書または建築工事届で、施工者と確認できる事業者またはその事業者から本事業を申請する権利を委譲された事業者

## 3 対象物件

本事業は新築及び増改築を行う建築物のうち、建築確認申請または建築工事届を提出し、以下の条件を全て満たす物件が対象。

- ( 1 ) 建築確認申請書又は建築工事届の建築主が国に該当せず、建築物の用途が本事業の規定に沿う建築物

- ( 2 ) 3階以下の居住専用住宅、事業用併用住宅を除く 建築物で、用途区分による対照表（事業のホームページ に掲載）に掲げるもの
- ( 3 ) 建築物において基礎より上部の躯体部分の建築工事に、本事業以外の国、地方公共団体、公的機関から の補助・助成を受けていない建築物（国の資金が含まれない地方公共団体の財源による単独事業の助成は可）
- ( 4 ) 助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が 10 m<sup>2</sup>を超える建築物
- ( 5 ) 指定する構造部位で、JAS 構造材を使用した建築物
- ( 6 ) 建築主が事業の成果の公表に同意した建築物
- ( 7 ) 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により施工者が炭素貯蔵量を算出する建築物

## 4 申請書の提出先

申請書の提出先は、岩手県木材産業協同組合です。

【担当】 岩手県木材産業協同組合  
業 務 課 高岡 良美  
専務理事 伊藤 節夫  
電 話 019-624-2141

詳細は、一般社団法人 全国木材組合連合会のホームページにあるJAS構造材実証支援事業をご覧ください。

[www.zenmoku.jp](http://www.zenmoku.jp)